

# 『ダメことはダメ』と言ってあげる勇気を！

## 飲酒・喫煙はさせない

20歳未満の者の飲酒・喫煙は、成長段階にある心身に様々な悪影響を及ぼすことから法律で禁止されています。※未成年者飲酒禁止法・未成年者喫煙禁止法

未成年の飲酒・喫煙は、生活乱れを招くとともに、薬物乱用などさらに危険な行動につながる入口でもあります。



子どもに飲酒・喫煙をさせないことは、親の大切な役目です。

## 万引きは犯罪です！

「ゲーム感覚で」「友達もやってる」等、軽い気持ちで万引きをする子どもたちがいます。しかも、その多くは「悪いことをしている」という罪悪感がないことも少なくありません。

### もし万引きをしてしまったら…

「出来心だからしょうがない」「買い取ればいい」ではありません。



なぜいけないことなのかを根気よく伝え、迷惑をかけた相手に親子で誠心誠意謝りましょう。

『万引き』は、**再犯率の高い『犯罪』**です。

### 窃盗罪

他人の財物を窃取したものは、窃盗の罪として、10年以下の懲役または50万円以下の罰金  
〔刑法235条〕

「万引き」という言葉は刑法にはなく、「万引き」は、法律上「窃盗罪」になります。「くせになる」とよく言い、繰り返すほど犯行がエスカレートします。早期発見での指導が大切です。

窃盗は中学生、高校生に最も多い犯罪で、窃盗の総数に占める万引きの割合は、男子よりも女子の割合が高くなっています（警察庁統計より）。

## 深刻です！絶対にダメ！薬物乱用

薬物の乱用は**絶対にダメ**です。違法薬物は人体への影響が甚大で、呼吸停止、意識消失、興奮、幻覚等の症状が現れ、死に至ることもあります。たとえ1回でも使用することは犯罪です。

違法薬物や大麻などは、ネット上であたかも安全であるかのような情報とともに回っています。近年、SNSを通して子どもなどに近づき、違法薬物や大麻などを売りつけたといった事案も発生しています。



### 『オーバードーズ』

医薬品を用法・用量を守らずに過量に摂取する『オーバードーズ』が、10～20代で急増しています。やめられない場合は専門家に相談しましょう。



### 薬物乱用防止について

違法薬物、大麻などの使用やオーバードーズなどについての詳細及び困ったときの相談窓口はこちら→



### 保護者の責務（いじめ防止対策推進法第9条1）

保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

## いじめは心に傷を負う

いじめは、いじめられる側、そしていじめる側、どちらの心にも大きな傷を残します。

子どもたちの心の中には「**親に心配をかけたくない**」という気持ちがはたらき、いじめの事実を言わないということがあります。

「**いじめは決してやってはいけない**」ということを周りにいる大人がはっきりと示した上で、子どもからのサインを見逃さず、とるべき対応を一緒に考えることが大切です。

### 【あれ？いつもと違わない？】

- 腹痛・頭痛・発熱などの身体症状がある
- 恐怖感が強く、人目を避け、外出しない
- 家で物や人に当たるなど攻撃性がでる
- 学校の話題に激しい拒否感をしめす
- 感情や行動のコントロールができない
- 夜遅くまで起きているようになる

気になる様子が見えたら、とにかく子どもに話しかけてみましょう。

いじめのサイン発見シート  
〔文部科学省〕



いじめはエスカレートするほど解決が困難になります。少しでも心配なことがあれば、学校やその他関係機関に相談し、協力して解決に当たりましょう！



### 「いじめ」かどうか決めるのは受けた本人

軽重問わずそれを受けた側が心身の苦痛を感じたときは「**いじめ**」です（「いじめ防止対策推進法」に定義）。決めるのは、加害側でも親でもなく本人なのです。本人の感じている苦痛を取り除くためにはどうしたらいいか、寄り添いながら丁寧に考えていく必要があります。大切なのは、**本人を支える仲間探し**です。

